|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | 第四十五号様式（選挙立会人決定のくじを行う場所及び日時の告示）  多古町選挙管理委員会告示第何号  年　　月　　日執行の何選挙における選挙立会人について公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。  年　　月　　日  多古町選挙管理委員会委員長　氏　　　　名 |
| 公職選挙法第七十六条において準用する  同法第六十二条第五項の規定によるくじ | 公職選挙法第七十六条において準用する  同法第六十二条第四項の規定によるくじ | 公職選挙法第七十六条において準用する  同法第六十二条第二項の規定によるくじ | 区分 |
| 多古町役場内  多古町選挙管理委員会 | 多古町役場内  多古町選挙管理委員会 | 多古町役場内  多古町選挙管理委員会 | 場所 |
| 何月何日午前（後）何時 | 何月何日午前（後）何時 | 何月何日午前（後）何時 | 日時 |
|  | | | |